

下請取引適正化推進講習会

令和7年7月4日(金)

公正取引委員会事務総局

中部事務所 下請課長

勝上 一貴

1. 下請法の基礎、親事業者の義務及び禁止事項

2. 令和6年度の勧告事例

3. 下請法改正法の概要

下請法の制定

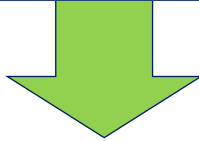
事業者が、自己よりも取引上劣位な地位にある委託先（外注先）に対して、不当に不利益を与える行為は、独占禁止法によって禁止されている「優越的地位の濫用行為」に当たる場合がある。

ただし、

- ・ 「優越しているといえるか」「濫用行為に当たるか」を個別に認定する必要がある。
- ・ 独占禁止法の手続では相当期間を要し、問題解決の時機を逸するおそれがある上、継続的取引関係を悪化させる要因となる場合もある。
- ・ 下請取引の性格上、下請事業者による親事業者の違反行為の申告はあまり期待できない。



適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定し、簡易な手続で迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図る。



1956(昭和31)年 下請法(下請代金支払遅延等防止法)の制定

下 請 法 の 概 要

目 的

- 下請取引の公正化
- 下請事業者の利益保護

親事業者・下請 事業者の定義

- 委託内容&資本金区分(2つの条件)

親事業者の 義務&禁止事項

- 4つの義務
- 11の禁止事項

【下請取引適正化推進講習会テキスト参照】概要は2ページ、禁止事項の一覧表は40ページ
テキスト掲載URL: https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauketext.pdf

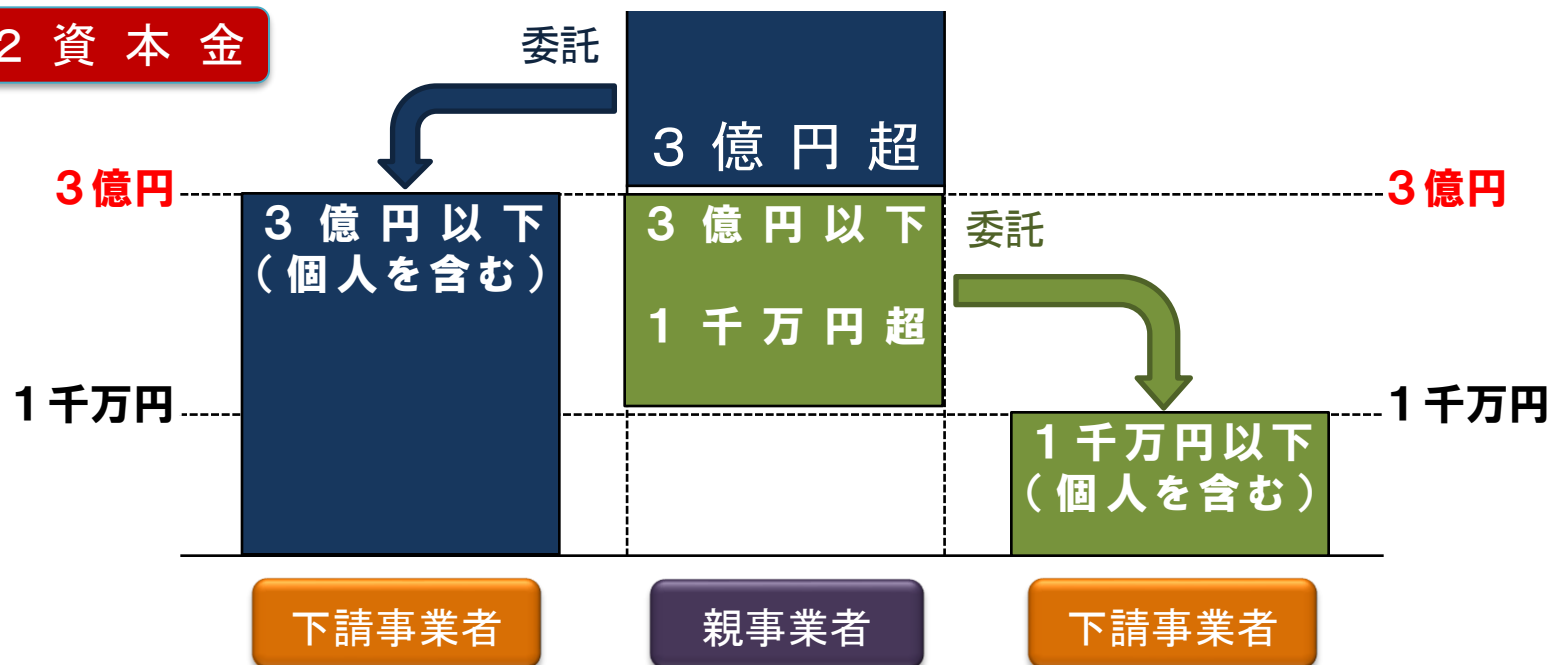
A 取引内容 & 資本金 (3億円基準)

1 委託内容

- ・ 部品、金型等の製造委託
- ・ 物品の修理委託
- ・ 情報成果物作成委託のうちプログラム作成委託
- ・ 役務提供委託のうち、物品の運送・倉庫保管、情報処理の委託

&

2 資本金



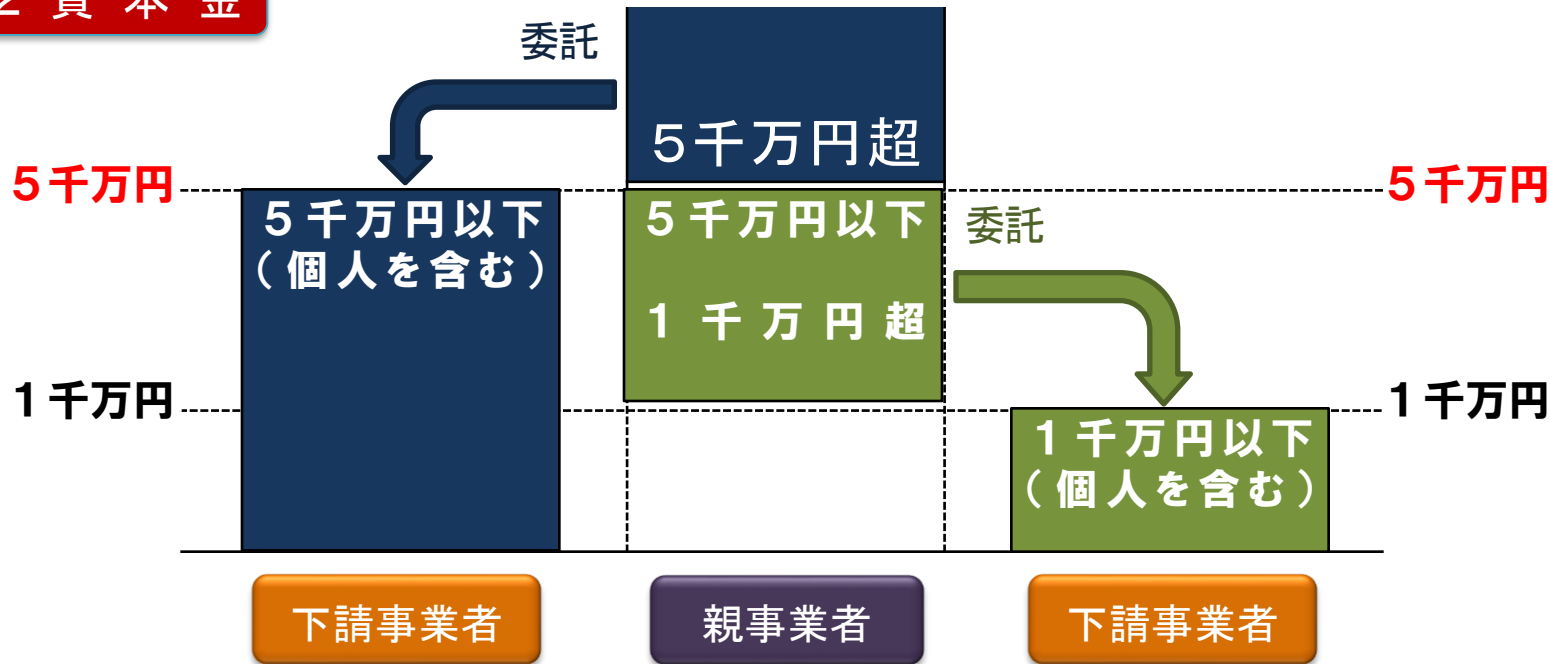
B 取引内容 & 資本金 (5千万円基準)

1 委託内容

- ・ 情報成果物作成委託 (プログラムの作成を除く)
- ・ 役務提供委託 (物品の運送・倉庫保管、情報処理を除く)

※ 建設工事は下請法の適用対象外⇒ 建設業法に下請法と同様の規定があり、
下請事業者の保護が別途図られているため。

2 資本金



製造委託（類型１）

- 物品の**販売を行っている事業者**が、規格、品質、デザイン、ブランドなどを指定して、その物品や部品の製造を委託する。

例：自動車メーカーが、自動車部品の製造を部品メーカーに委託する。



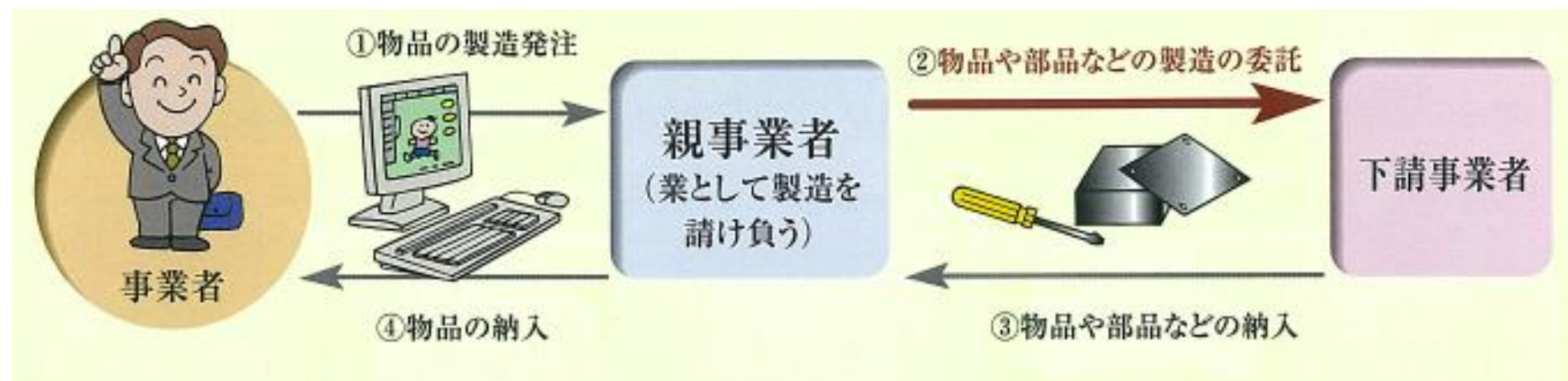
※ 下請法において、「委託」とは、下線のとおり、仕様や内容を指定して依頼することをいいます（以下、本資料において同じ。）。

【テキスト参照】解説は5ページ類型1。図は7ページ

製造委託（類型2）

- 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品の製造を委託する。

例：精密機械メーカーが、受注生産する精密機械用の部品の製造を部品メーカーに委託する。



製造委託（類型3）

- 物品の修理を行っている事業者が、修理に必要な部品、原材料の製造を委託する。

例：家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する。

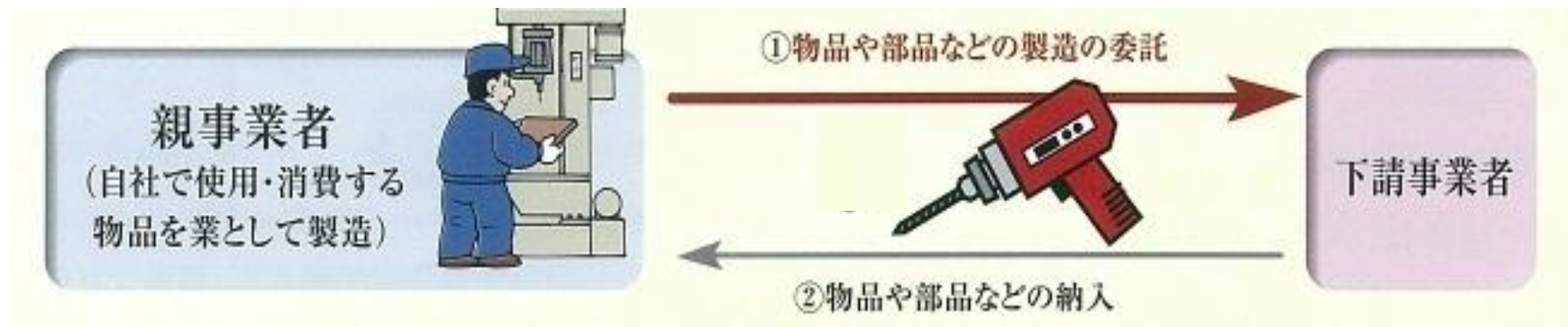


※ 他の事業者から修理を依頼される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

製造委託（類型4）

- 自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品や部品の製造を委託する。

例：自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、その工具の製造を他の工作機器メーカーに委託する。



修理委託（類型１）

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理を他の事業者へ委託する。

例：自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する。



修理委託（類型2）

- 自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理を他の事業者に委託する。

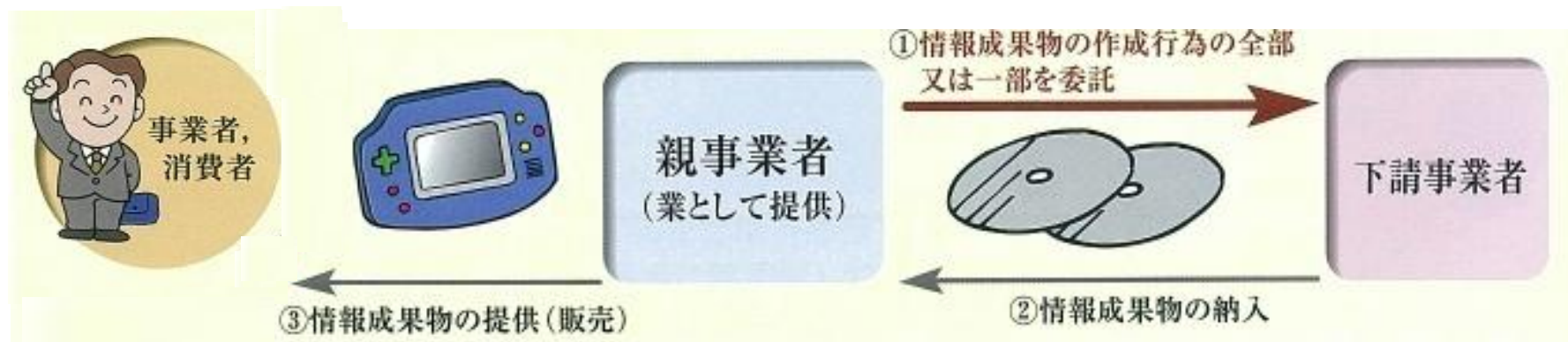
例：自社工場の設備を自社で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する。



情報成果物作成委託（類型１）

- ・ **情報成果物を提供している事業者**が、その情報成果物の作成を他の事業者へ委託する。

例：ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションの開発をソフトウェアメーカーに委託する。

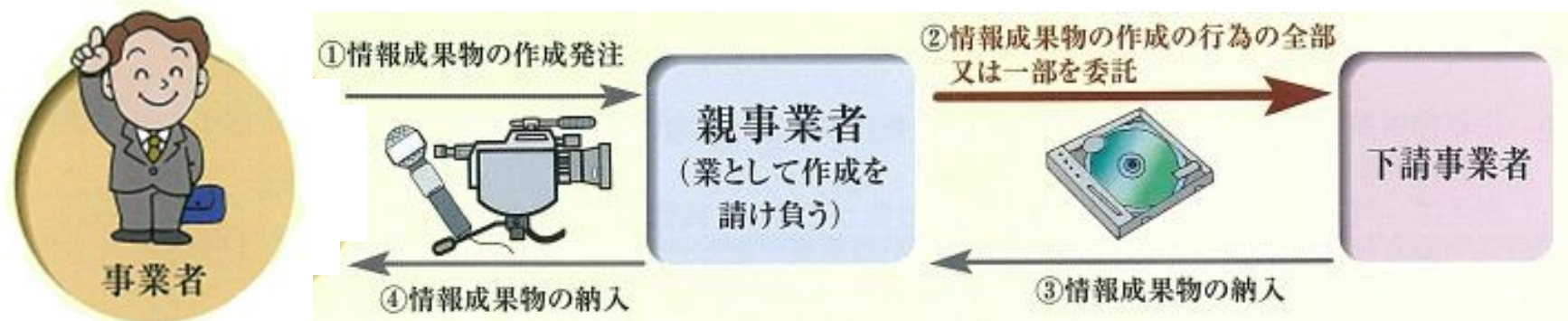


※ 情報成果物とは、ソフトウェア、映像コンテンツ、設計図等のことをいいます。

情報成果物作成委託（類型2）

- 情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者に委託する。

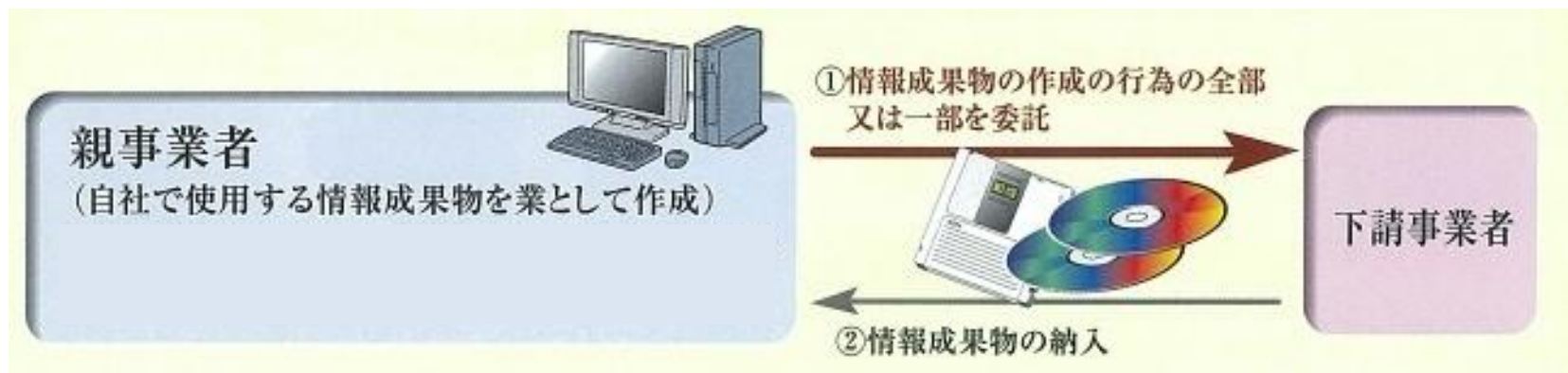
例：広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する。



情報成果物作成委託（類型３）

- 自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その情報成果物の作成を他の事業者へ委託する。

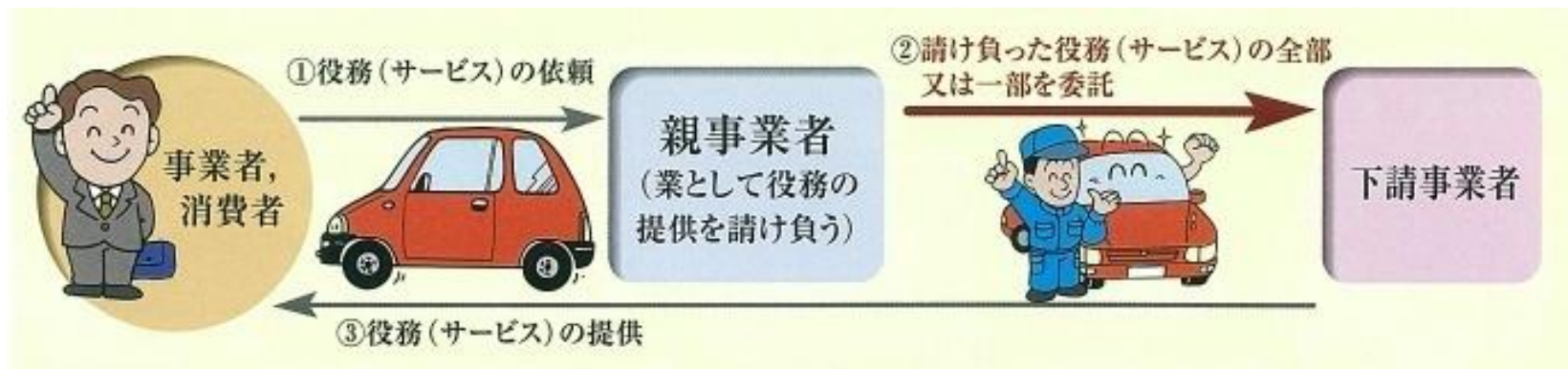
例：家電メーカーが、自社のシステム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する。



役 務 提 供 委 託

- ・ **役務の提供を請け負っている事業者**が、その役務を他の事業者_{（親事業者）}に委託する。

例：自動車ディーラーが、顧客から請け負ったメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する。



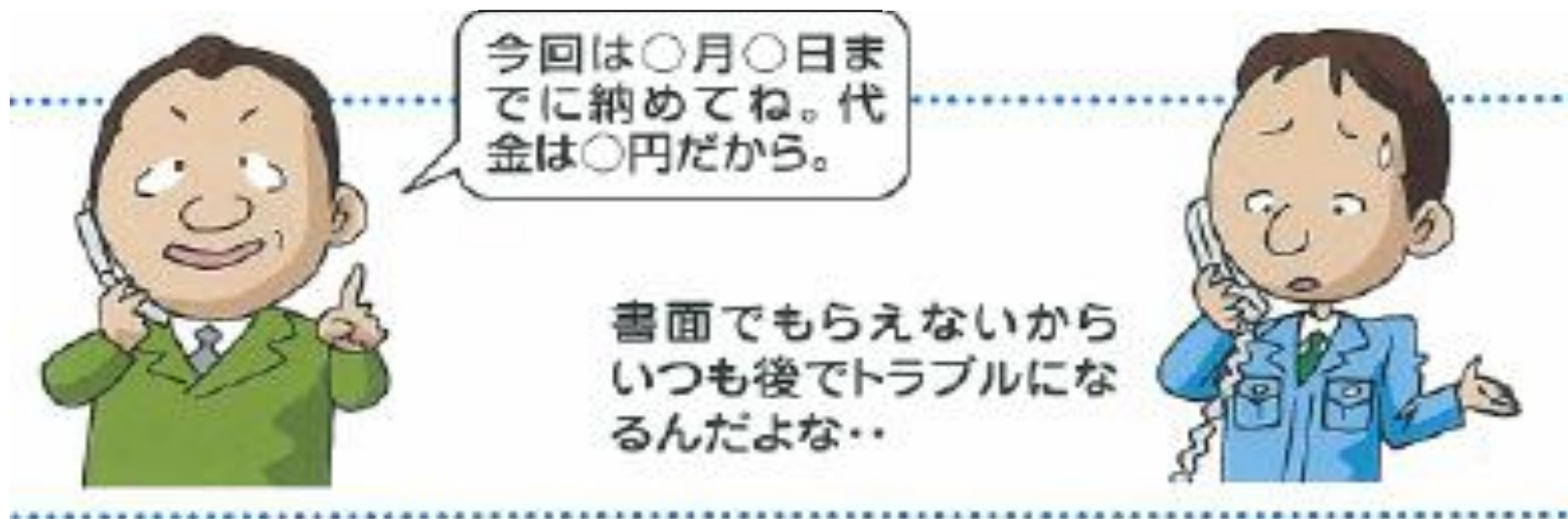
※ 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他社に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。例えば、工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託することは、役務提供委託に該当しません。

親事業者の義務

- ① 書面の交付義務
- ② 下請代金の支払期日を定める義務
- ③ 遅延利息の支払義務
- ④ 書類の作成・保存義務



書面の交付義務 (第3条)



親事業者は発注した場合は、直ちに発注内容を明記した書面を交付しなければなりません(下請事業者の承諾を得て、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することができます。)

支払期日を定める義務 (第2条の2)

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して**60日以内**のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなければなりません。

以下のとおり、支払期日がみなされます

- ア 支払期日を定めなかった場合 → 物品等を実際に受領した日
- イ 定めた支払期日が60日を超えている場合 → 受領した日から起算して60日を経過した日の前日

※ 月単位の締切制度を採用している場合、「受領後60日以内」の規定を「受領後2か月以内」として運用しており、大の月(31日)も小の月(30日)も同じく1か月として運用しています。

遅延利息の支払義務 (第4条の2)

親事業者は、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、発注した物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間、その日数に応じ下請事業者に対して遅延利息(未払金額に年率14.6%を乗じた額)を支払わなければなりません。



書類の作成・保存義務 (第5条)

親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**下請取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存する義務**があります。(以下、発注書面の記載事項では満たすことのできない項目のみ抜粋。)【テキスト37、38ページに記載の①～④、⑧、⑨の6項目は発注書面と共通(共通事項の①のうち親事業者の名称は含まない。)]

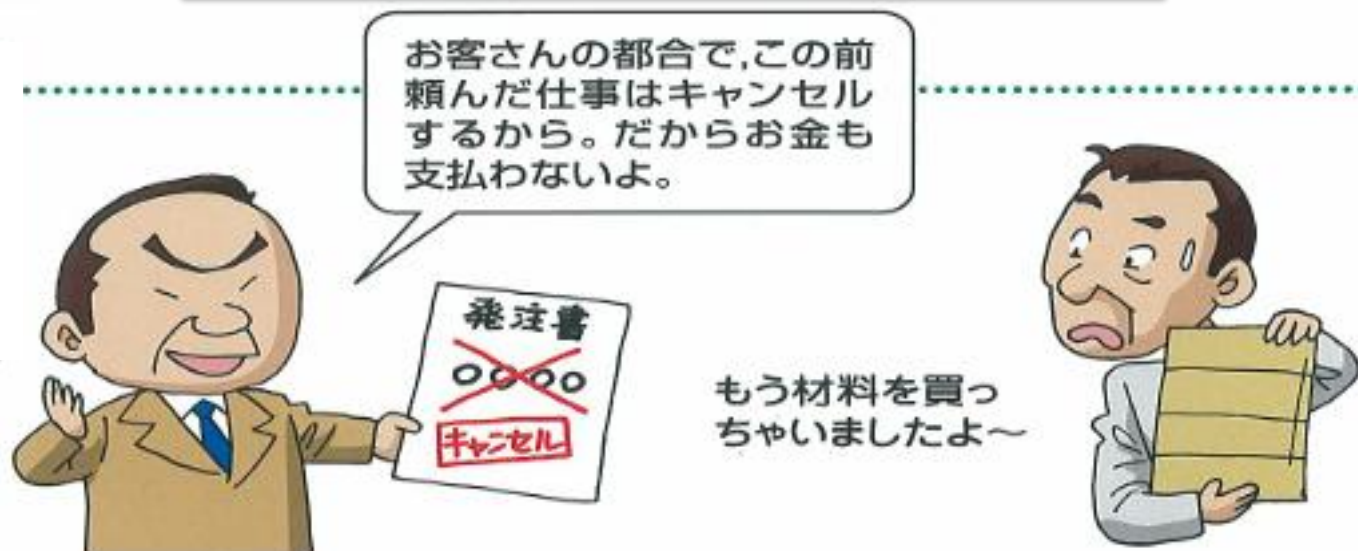
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された期日又は期間)
- ⑥ 検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式の場合は、貸付け等の額及び貸付期間等の始期並びに親事業者が下請代金債務相当額等を金融機関に支払った日
- ⑭ 電子記録債権の場合は、電子記録債権の額、支払を受けることができることとした期間の始期及び満期日
- ⑮ 有償支給原材料等の品名、数量、対価、引き渡した日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

親事業者の禁止事項

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品の禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止



受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)



親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。

下請事業者に責任があり、受領拒否できる場合

- 1 発注書面に明記された委託内容と異なるものや欠点、欠陥があるものが納入された場合
- 2 発注書面に明記された納期までに納入されなかったため、そのものが不要となった場合
(無理な納期設定をした場合を除きます。)

事例 ① 自社の都合を理由とした受領拒否

鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託しているA社は、鉄鋼製品を販売先に緊急に納入する必要があったことから、下請事業者2社に急いで製造するよう発注した。その後、A社は、1社から早く納入されたため、他の1社に対して不要になったとして発注を取り消した。

事例 ② 販売計画の変更を理由とした受領拒否

衣料品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、販売予想に見込み違いが生じたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

ワンポイント

(1)「受領」とは、下請事業者が納入したものを、社内検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、親事業者が事実上支配下におけば受領したことになります。

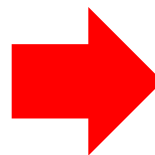
(2) 受領拒否とは、次のような行為も該当します。

- ① 発注の取消
- ② 納期の延期
- ③ 検査基準の恣意的変更による不合格の扱い

下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)



親事業者は、支払期日
までに下請代金を支払
わなければなりません。



支払期日までに支払えなかった場合・・・
親事業者は、製品や商品等を受領した日(又
はサービスが提供された日)から起算して60
日を経過した日から、年率14.6%の遅延利
息を支払わなければなりません。
＝遅延利息の支払義務(テキスト39ページ)

事例 ① 支払制度に起因する支払遅延

ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、一部のソフトウェアの下請代金については、最長10日の支払遅延が生じることとなった。

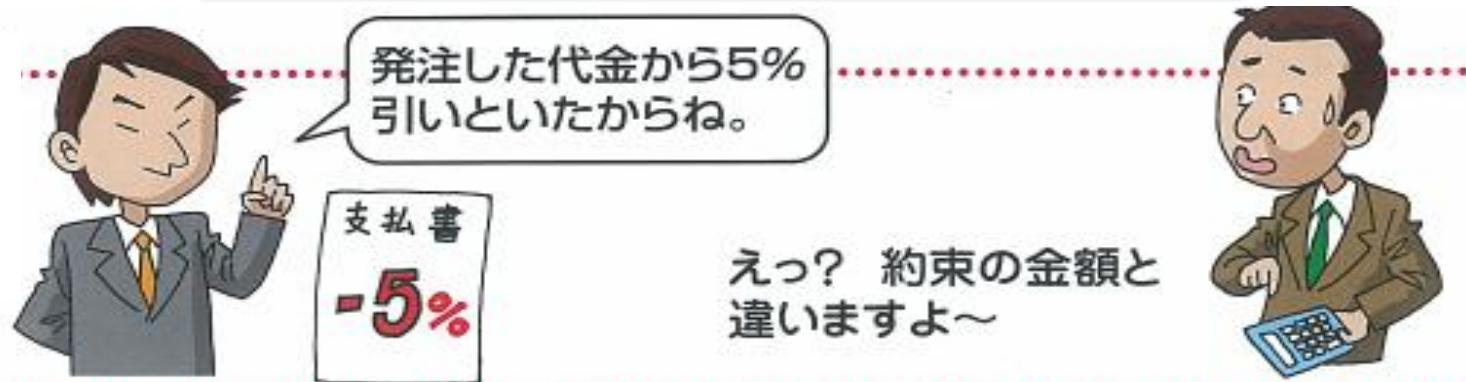
事例 ② 事務処理の遅れを理由とした支払遅延

ナビゲーションシステム用の地図データの作成を下請事業者に委託しているD社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

事例 ③ 請求書の提出遅れを理由とした支払遅延

アクセサリーの製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)



親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額を減じてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問いません。

下請事業者に責任があり減額できるのは、次の場合に限定されます

- 1 下請事業者に責任があり受領拒否・返品をした場合に、その分の代金を減じるとき
- 2 下請事業者に責任があり受領拒否・返品できるのに、そうしないで、親事業者が手直した場合に、その手直しにかかった費用を減じるとき
- 3 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

事例 ① 一定率を差し引くことによる減額

衣料品、雑貨等の製造を下請事業者に委託しているF社は、発注書の作成等の費用に充てるため、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

事例 ② 新単価の遡及適用による減額

有機溶剤の容器の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用していた。

事例 ③ 取引先の都合を理由とした減額

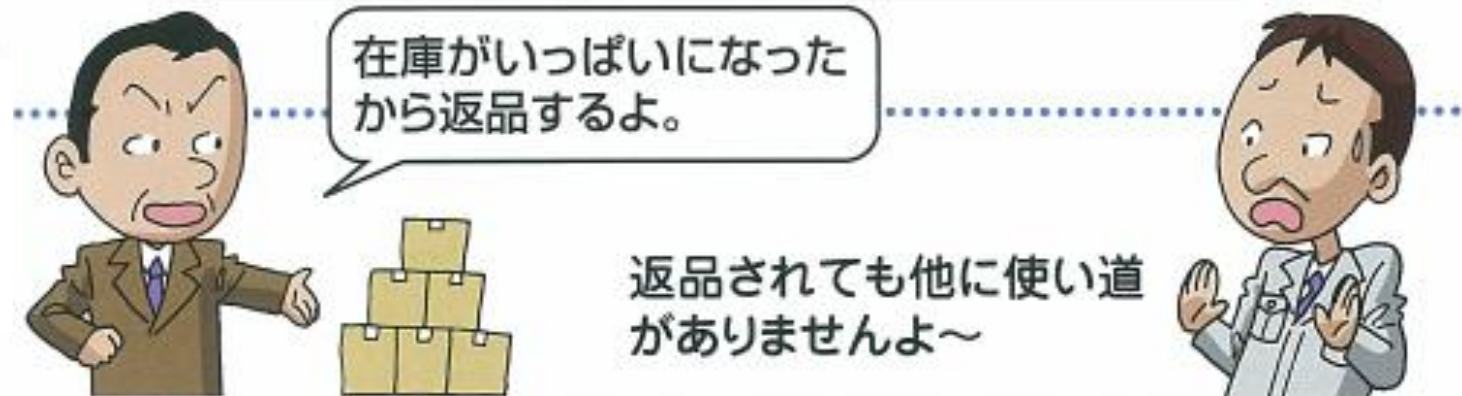
テレビコマーシャルの制作を下請事業者に委託しているH社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

ワンポイント

以下の場合、下請代金の額を「減ずること」には当たりません。

- ① 親事業者が下請事業者に正当に販売した商品（原材料等）・提供した役務の対価などの債権を下請代金から差し引く（債権と債務の相殺処理を行う）こと。
- ② 発注前に、振込手数料を下請事業者が負担することを書面で合意し、実費の範囲内で差し引くこと。

返品禁止 (第4条第1項第4号)

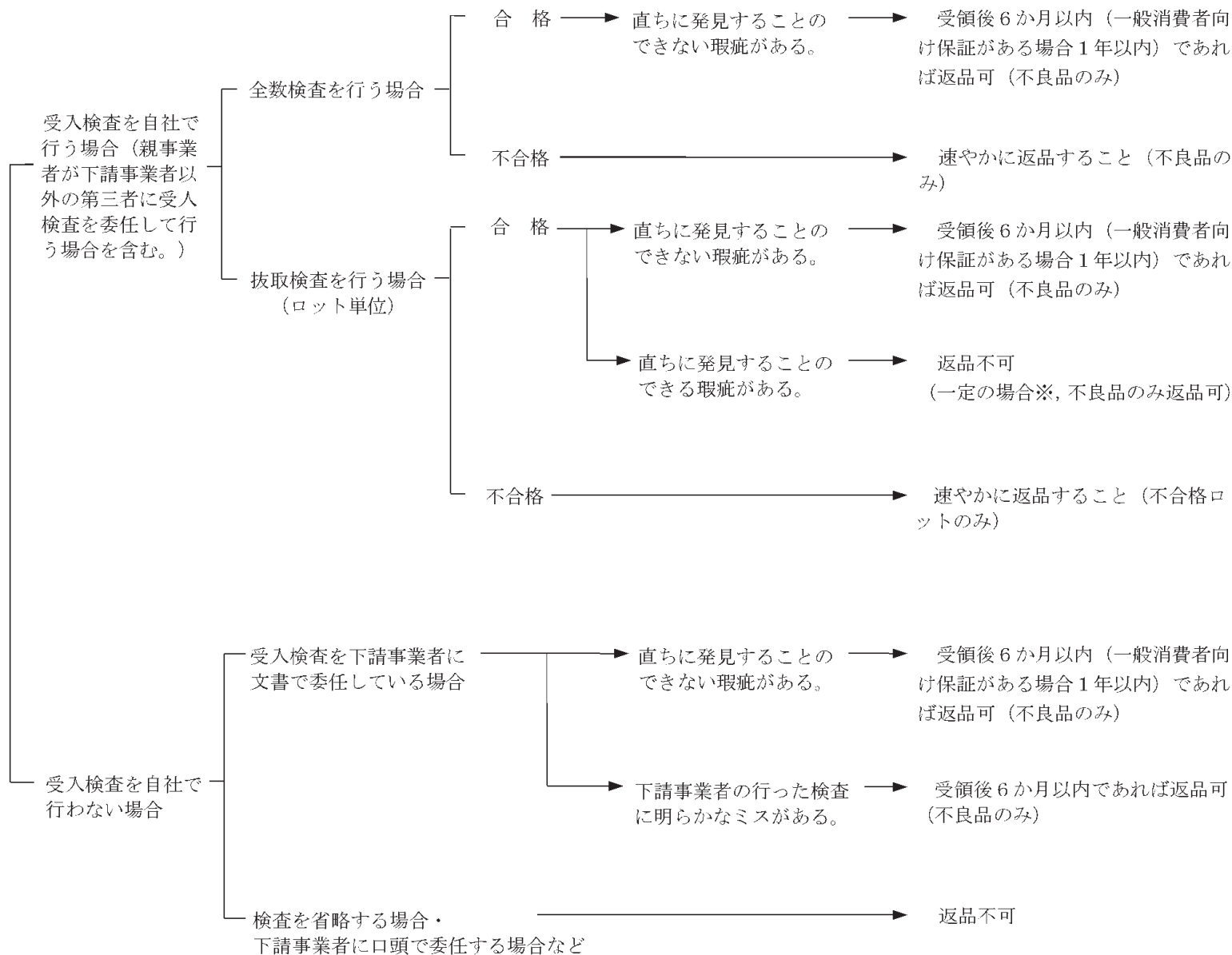


親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品してはいけません。
(下請事業者の責任による直ちに発見できない瑕疵であっても、受領後6か月を超えて返品してはいけません。)

下請事業者に責任があり、返品できる場合

- 1 給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合
- 2 汚損・毀損等された物品等が納入された場合

(注) 親事業者が、発注後、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められません。



事例① 販売期間終了を理由とした返品

スキーウェア等の製造を下請事業者に委託しているI社は、販売期間が終了したことを理由に、当該商品の在庫を返品していた。

事例② 賞味期限を理由とした返品

土産用の加工食品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該加工食品の在庫を返品していた。

事例③ 自社の誤発注を理由とした返品

食料品の製造を下請事業者に委託しているK社は、自社が誤発注したことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。

買ったときの禁止 (第4条第1項第5号)



親事業者は、下請代金を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。

買ったときの判断基準

- ① 下請事業者と十分な協議が行われたか
- ② 差別的な取扱いではないのか
- ③ 「通常支払われる対価」と実際に支払われた対価とのかい離状況
- ④ 原材料等の価格動向

※①～④などを総合的に勘案して判断します。

事例① 短納期発注による買ったとき

データベース用ソフトウェアの作成を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

事例② 大量発注の前提単価での少量発注による買ったとき

電子部品の製造を下請事業者に委託しているM社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

事例③ 一方的な単価引下げによる買ったとき

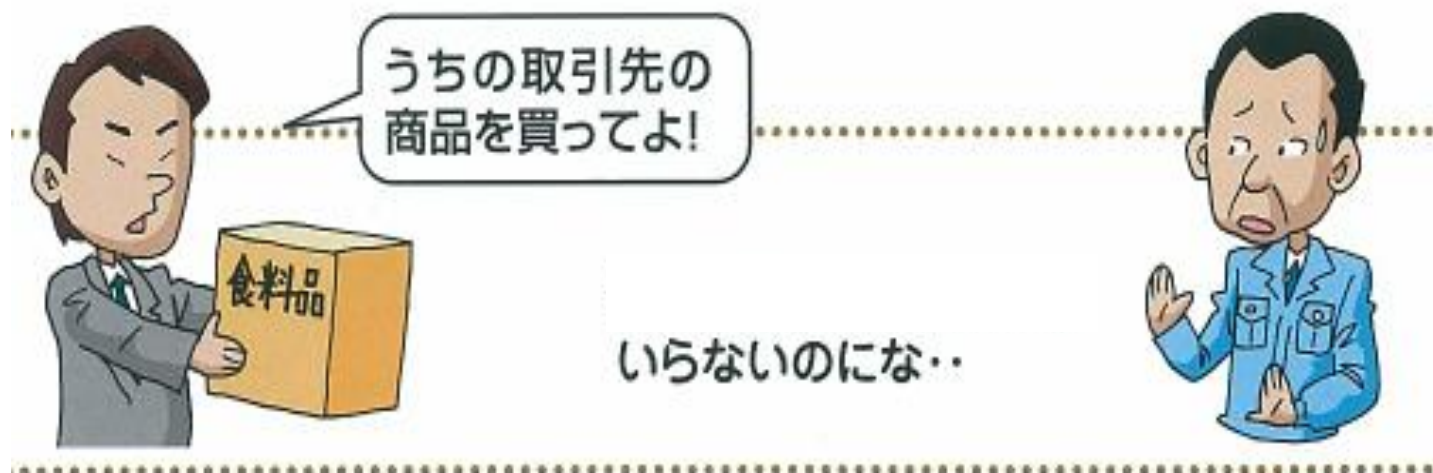
自社ブランドの日用品等の製造を委託しているN社は、商品の売行きが悪いことを理由に、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を一方的に引き下げて著しく低い単価を定めて発注していた。

ワンポイント

「通常支払われる対価」とは、

- ① 実際に行われている取引の価格、つまり「市価」のこと
- ② 市価の把握が困難な場合は、それと同種・類似の給付の従来価格

購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)



親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

事例① 自社サービスの利用強制

自動車用の電気系統装置の修理を下請事業者に委託している〇社は、下請事業者に対し、自社が提供する車両整備サービスを有償で利用させていた。

事例② 自社製品の購入強制

ビルメンテナンスを下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が運営する宿泊施設のクーポンを購入させていた。

事例③ 取引先製品の購入強制

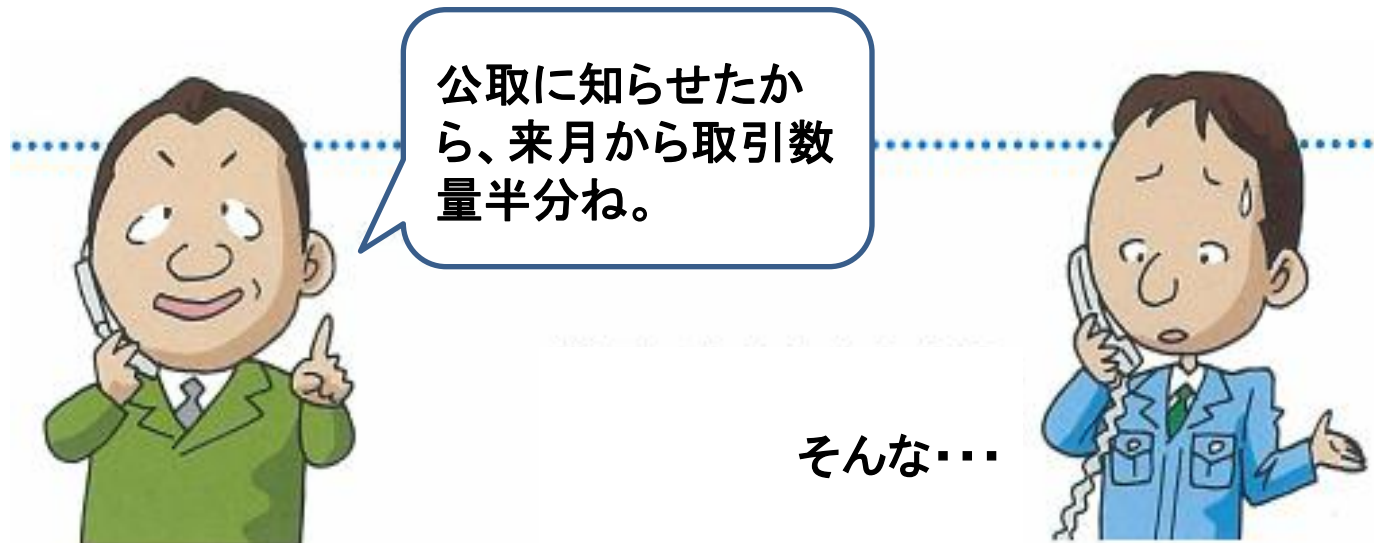
自動車の修理を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、取引先から購入した健康食品を購入させていた。

ワンポイント

次のような方法で自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは問題となるおそれがあります。

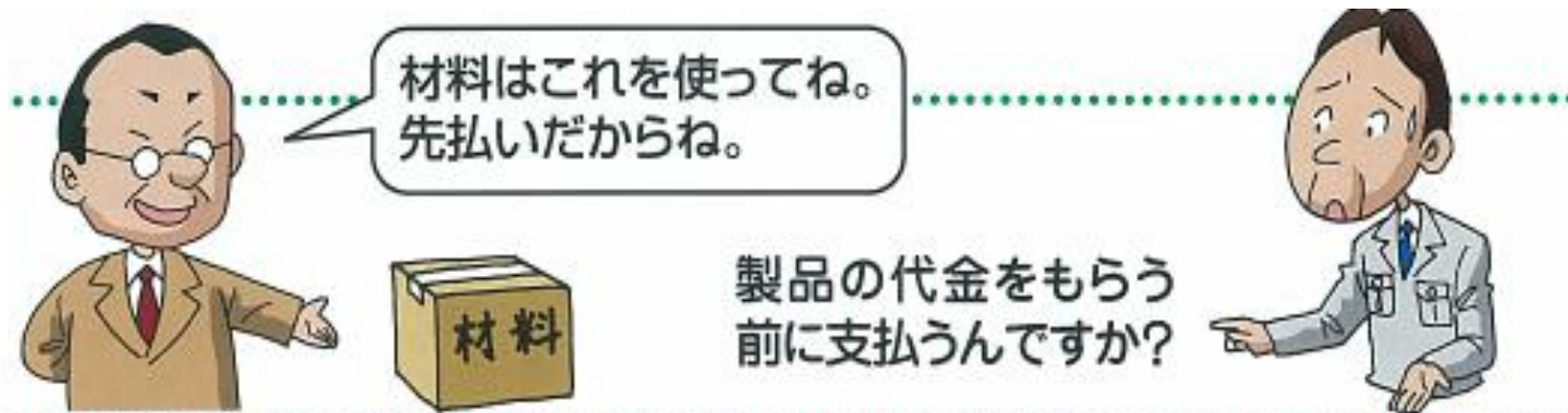
- 1 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が要請する場合
- 2 下請事業者ごとに目標額等を定めて要請する場合
- 3 要請に応じなければ不利な取扱いをすることを示唆する場合
- 4 下請事業者が、購入等をしないとしたにもかかわらず、重ねて要請する場合
- 5 下請事業者から購入申出がないにもかかわらず、一方的に物を送付する場合

報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)



親事業者が禁止行為に該当する行為を行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをしてはいけません。

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)



親事業者が下請事業者に有償で支給する原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合、その物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

見合い相殺となるように注意が必要

事例 ①

製造委託における早期決済

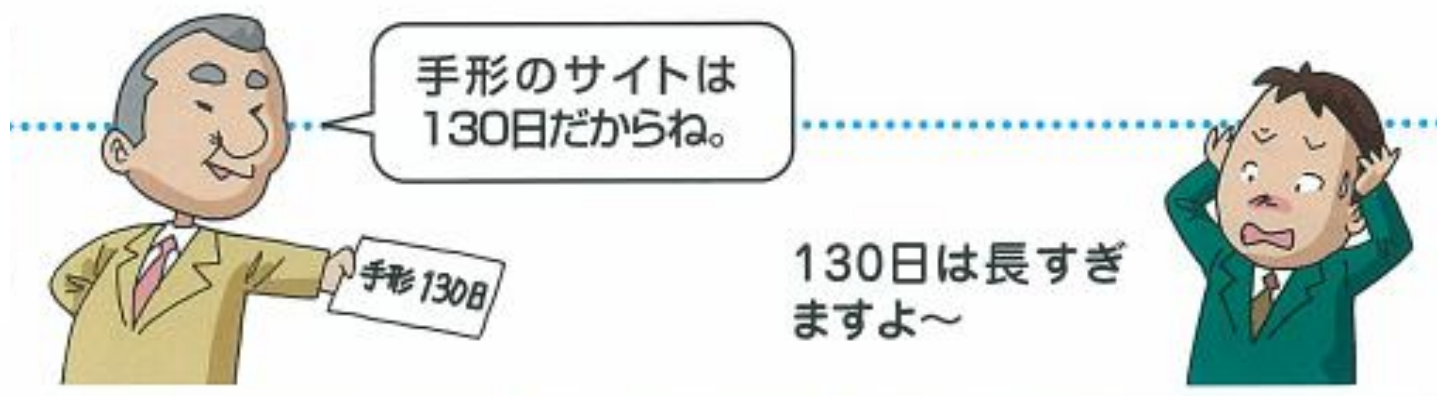
自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

事例 ②

修理委託における早期決済

冷凍冷蔵庫の修理を下請事業者に委託しているS社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)



手形のサイトは、60日(2か月)以内でなければなりません。

事例 ①

製造委託、修理委託における割引困難手形

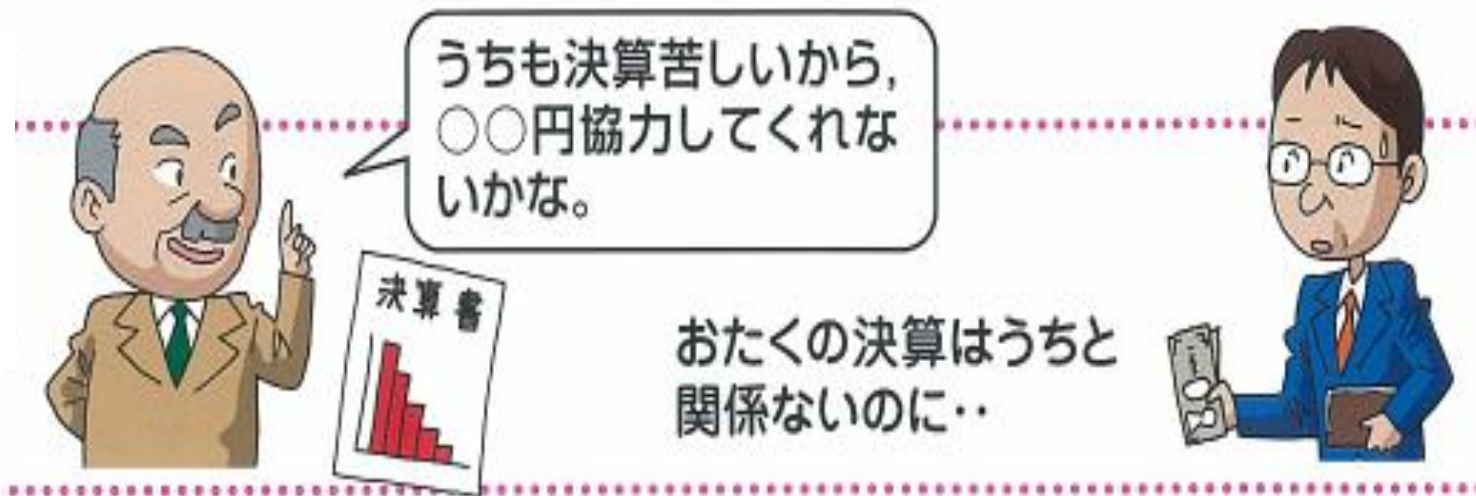
親事業者A社は、衣料品の製造を委託している下請事業者に対し、手形期間が60日(2か月)を超える手形を交付した。

事例 ②

役務提供委託における割引困難手形

親事業者B社は、道路貨物運送を委託している下請事業者に対し、手形期間が60日(2か月)を超える手形を交付した。

不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)



親事業者は自社のために、下請事業者に対して、お金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させてはいけません(協賛金等に限らず、知的財産権の無償譲渡、金型保管料等も含む。)

事例 ①

知的財産権等の無償譲渡の要請

ソフトウェア開発を下請事業者に委託しているV社は、下請事業者に対し、当該ソフトウェアの知的財産権等（デザイン・アイデア等も含む。）を無償で譲渡させていた。

事例 ②

金型の無償保管要請

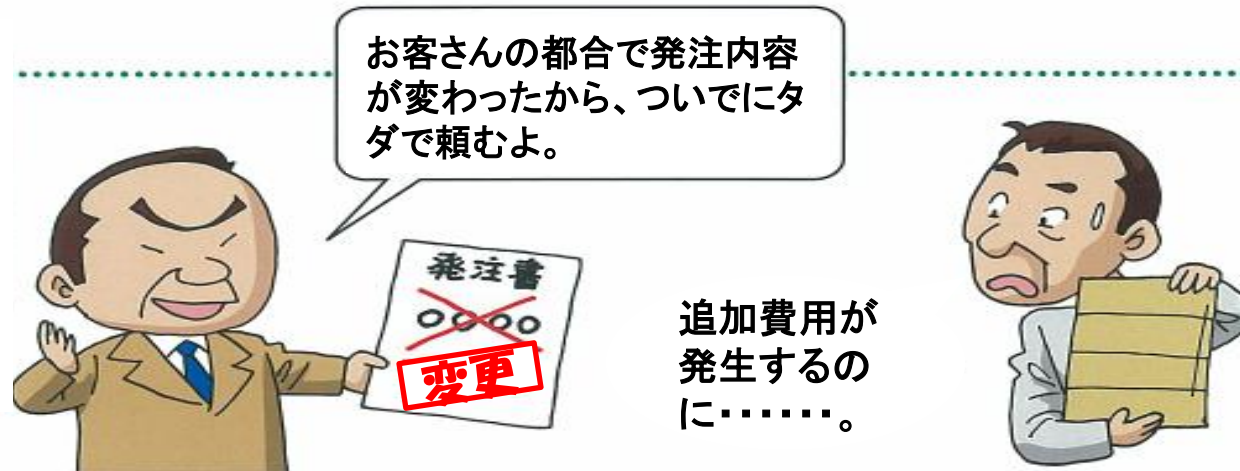
自社の金型を貸与し、自動車部品の製造を下請事業者に委託しているW社は、大量に発注する時期を終えた後、部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

ワンポイント

次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは問題となるおそれがあります。

- 1 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼす者が要請する場合
- 2 下請事業者ごとに目標額等を定めて要請する場合
- 3 要請に応じなければ不利な取扱いをすることを示唆する場合
- 4 下請事業者が、提供しないとしたにもかかわらず、重ねて要請する場合

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



親事業者は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消したり、やり直しをさせたりしてはいけません。

下請事業者に責任があり、費用負担することなく、「給付内容の変更」、「やり直し」をさせることができる場合

- 1 給付の受領前に、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合
- 2 給付の受領前に、給付を確認したところ、瑕疵等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合
- 3 給付の受領後に、給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

事例 ① 販売計画の変更を理由とした発注内容の変更

衣料品の製造を下請事業者に委託しているX社は、販売予測の見込み違いを理由に発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担していなかった。

事例 ② 取引先の都合を理由としたやり直し

電線の加工を下請事業者に委託しているY社は、顧客からの依頼内容が変更されたため、下請事業者に無償でやり直しをさせた。

1. 下請法の基礎、親事業者の義務及び禁止事項

2. 令和6年度の勧告事例

3. 下請法改正法の概要

令和6年度の勧告事件

番号	事件名	勧告日	下請事業者への委託内容	違反行為類型
1	生活協同組合コープさっぽろ に対する件	R6.5.22	食料品の製造、商品の配送等の委託	減額(約2500万円)
2	三井食品工業に対する件	R6.6.14	漬物製品の製造委託	減額(約990万円)
3	大阪シーリング印刷に対する 件	R6.6.19	食品容器のラベル等のデザインの作成委託	不当なやり直し(36名に24600回)
4	トヨタカスタマイジング & ディベ ロップメントに対する件	R6.7.5	自動車の外装・内装製品の製造委託	返品(約5400万円)・金型無償 保管(利益提供要請)(664個)
5	パルシステム生活協同組合連 合会に対する件	R6.9.4	食料品等の製造委託	減額(約2700万円)
6	SANEIに対する件	R6.9.26	水栓金具等の製造委託	減額(約470万円)、利益提供 要請(692型)
7	ナイスに対する件	R6.10.23	建築資材の製造委託	減額(約2300万円)
8	カバーに対する件	R6.10.25	いわゆる「VTuber動画」等に用いるイ ラスト、動画用2Dモデル又は動画用 3Dモデルの作成委託	不当なやり直し(23名に243 回)
9	KADOKAWA等に対する件	R6.11.12	雑誌記事作成及び写真撮撮影業務 の委託	買ったとき(従前単価から約 6.3%～約39.4%の引下げ)
10	住友重機械ハイマテックスに 対する件	R6.11.21	圧延用ロール等の製造委託	金型無償保管(178型)
11	電気興業に対する件	R6.12.5	電気通信機器等の部品の製造委託	金型無償保管(292個)

令和6年度の勧告事件

番号	事件名	勧告日	下請事業者への委託内容	違反行為類型
12	東京ラジエーター製造に対する件	R7.1.23	ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造委託	金型無償保管(2389型)
13	中央発條に対する件	R7.2.18	自動車用ばね等の製造委託	金型無償保管(608個)
14	愛知機械工業に対する件	R7.2.18	自動車用エンジン等の自動車用部品の製造委託	金型無償保管(415個)
15	フクシマガリレイに対する件	R7.2.19	業務用冷蔵・冷凍庫、冷凍ショーケース等の部品等の製造委託	減額(約3799万円)、利益提供要請(255万円)
16	荏原製作所に対する件	R7.2.20	標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造委託	金型無償保管(8900型)
17	ビックカメラに対する件	R7.2.28	家電製品等の製造委託	減額(約5億7000万円)
18	日本セレモニーに対する件	R7.3.6	冠婚葬祭式の施行に係る司会進行等の委託	購入・利用強制(総額272万円のおせち料理等)
19	フタバ九州に対する件	R7.3.7	自動車部品の製造委託	金型無償保管(3733個)
20	クノールブREMゼ商用車システムジャパンに対する件	R7.3.19	商用車用ブレーキ等の部品の製造委託	減額(約6700万円)
21	シャトレーゼに対する件	R7.3.27	洋菓子等の梱包資材及び原料の製造委託	受領拒否、利益提供要請(約2400万円)

下請取引の内容



インターネットを通じて配信するいわゆる「VTuber動画」等に用いるイラスト、動画用2Dモデル、動画用3Dモデルの作成

違反行為の概要

勧告 不当なやり直しの禁止

カバ―は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者の給付を受領した後に、下請事業者に対し、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた。
(下請事業者23名に対し、243回)

指導 下請代金の支払遅延の禁止

カバ―は、上記の不当なやり直し等により、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。
(遅延利息は下請事業者29名に対し、約115万円)

勧告の概要

- ① 不当なやり直しによる費用に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- ② 今後、不当なやり直しを行わないことを取締役会の決議により確認すること
- ③ 情報成果物の作成を委託している下請事業者との取引において、令和4年4月1日から令和6年10月25日までの間に下請法第4条第2項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

指導の概要

下請代金の支払遅延の禁止に関して、勧告に基づく調査において問題が認められた場合に下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること など

親事業者

KADOKAWA

令和6年4月1日に、
雑誌レタスクラブに
係る全事業を承継。

KADOKAWA
LifeDesign(注)

(注)KADOKAWAが全額出資
する同社の子会社。
令和6年10月1日に「(株)毎日
が発見」から商号変更。

＜下請取引の内容＞

雑誌「レタスクラブ」の記事作成及び写真撮影業務

＜違反行為の概要＞

買ったたき
(下請法第4条第1項第5号)



①KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、令和5年4月発売号以降の雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(26名)に委託する際の単価を、下請事業者と十分に協議することなく、従前の単価から一方的に引き下げた。発注単価の引下げ幅は最大で約39パーセントとなった。

②KADOKAWA LifeDesignは、令和6年4月1日以降、雑誌レタスクラブの記事作成業務等を下請事業者(21名)に委託する際の単価について、承継前にKADOKAWAが一方的に決定した単価をそのまま適用している。

下請事業者

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

KADOKAWA及びKADOKAWA LifeDesignは、

- 雑誌レタスクラブの記事作成業務等の下請代金の額について、引き下げた単価を適用した時期に遡って引き上げること
- 今後、買ったたきを行わないことを取締役会で決議し確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

【参考】 親事業者の禁止行為(下請法の抜粋)

第4条第1項第5号(買ったたき)

下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

● 下請取引の内容

愛知機械工業(株)が製造を請け負う自動車用エンジン等の製造を委託



自動車用エンジン等の製造を委託する際に、愛知機械工業(株)が所有する金型等を貸与



※金型のイメージ図

● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

愛知機械工業(株)は、金型等を用いて製造する自動車用エンジン等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者5名に対し、合計415個の金型等を無償で保管させていた（注）。

（注）愛知機械工業(株)は、金型等415個のうち261個を廃棄又は回収し、また、下請事業者に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償で金型等を保管させていたことによる費用に相当する額（1925万5498円）を支払っている。

愛知機械工業(株)（親事業者）
（自動車用エンジン等の製造販売）

下請事業者（5名）
（自動車用エンジン等の製造）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請（※）を行わないことを取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者等に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること など

（※）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型等について、当該金型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を無償で保管させること等により、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

● 下請取引の内容

(株)ビックカメラは、自らの店舗等で販売する家庭用電気製品等の製造を委託

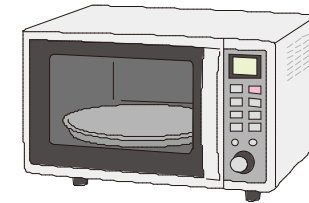
● 違反行為の概要

下請事業者 51 名に対し、総額約 5 億 5 7 4 6 万円

を下請代金の額から **減額** した。(注)

(内 訳)

拡売費：	約 2 億 2 4 0 6 万円	(下請事業者 1 4 名)
実売助成費：	約 2 億 1 2 4 2 万円	(下請事業者 2 5 名)
販売支援金：	約 9 3 2 8 万円	(下請事業者 3 9 名)
原価リベート：	約 2 1 2 3 万円	(下請事業者 3 名)
回収促進リベート：	約 1 7 1 万円	(下請事業者 1 名)
在庫対策費：	約 1 2 6 万円	(下請事業者 6 名)
一括仕入りレポート：	約 1 1 0 万円	(下請事業者 1 名)
展示品導入レポート：	約 9 3 万円	(下請事業者 4 名)
展示品拡売費：	約 8 1 万円	(下請事業者 1 0 名)
能登半島復興支援協賛：	約 5 7 万円	(下請事業者 1 名)
納品時単価差異：	約 3 万円	(下請事業者 6 名)



下請事業者 (51 名)
(家庭用電気製品等の製造)



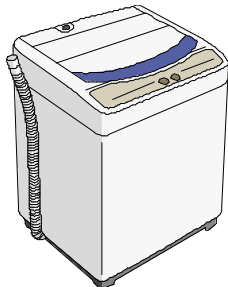
公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、**下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。**

※ビックカメラは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

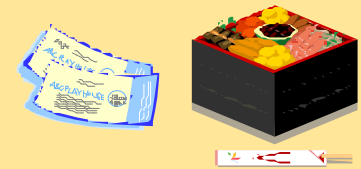


●下請取引（委託）の内容

- ・業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るブライダルビデオの作成
- ・業として作成し自ら使用する葬祭式の施行に係るメモリアルビデオの作成
- ・業として消費者から請け負う冠婚葬祭式の司会進行等の実施

●違反行為の概要（購入・利用強制※）

- ・発注担当者等の取引に影響を及ぼす者が、
下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、
おせち料理・ディナーショーチケットの購入を要請
- ・要請を受けた下請事業者は、総額 **272万円**分を購入



下請事業者（23名）

(株)日本セレモニーは、過去に同様の違反行為について勧告を受けたにもかかわらず
下請法遵守体制の整備・運用を適切に行わず、再び同様の違反行為を行っていた。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、おせち料理等の購入金額から下請事業者が得た利益に相当する額を控除した額及び下請事業者がおせち料理等の購入に当たって負担した振込手数料を速やかに支払うこと
- 今後、購入・利用強制を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 下請事業者が利用できる通報制度を整備し、その旨を公表・下請事業者に通知すること
- 下請事業者への物品販売時、その販売が下請法を遵守して行われたことを確認する体制を整備すること など

※購入・利用強制

（下請法第4条第1項第6号）

下請法は、下請事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに親事業者の指定する物の購入又は役務の利用を強制することにより、下請事業者にその対価を負担させることを禁止している。

● 下請取引の内容

(株)シャトレーゼは、自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材や原料（以下「本件商品」という。）の製造を委託

違反行為の概要

- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、

本件商品の一部を受領していない（注1）

※令和6年12月30日現在において、総額約 **2383万円**相当の本件商品を受領していなかった（下請事業者11名）



- 本件商品を受領する日を経過しているにもかかわらず、自己のために下請事業者

無償で本件商品を保管等させていた（注2）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者からいまだ受領を拒んでいる本件商品を受領すること
- 本件商品を受領することができない場合、当該本件商品の下請代金相当額を支払うこと
- 本件商品を保管等させることによる費用に相当する額を支払うこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）受領拒否

下請法では、親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、親事業者は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことを禁止している（下請法第4条第1項第1号）。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法では、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。

1. 下請法の基礎、親事業者の義務及び禁止事項

2. 令和6年度の勧告事例

3. 下請法改正法の概要

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。
- ※その他
 - 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
 - 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
 - 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
 - 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

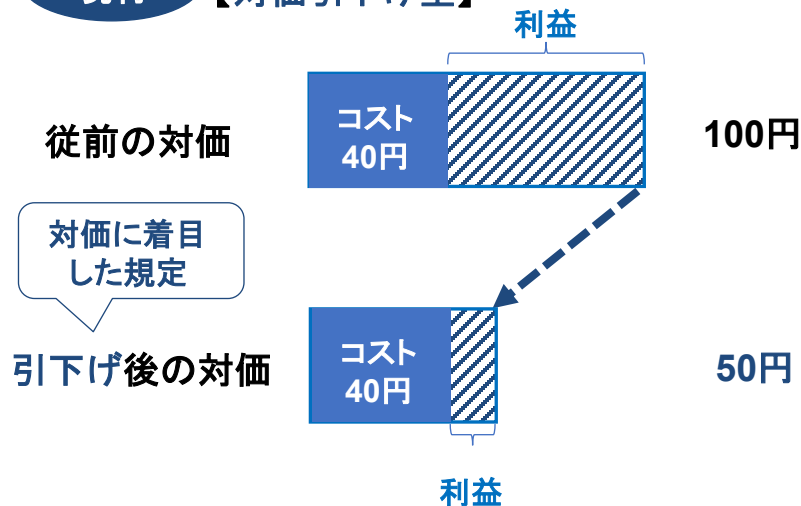
改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

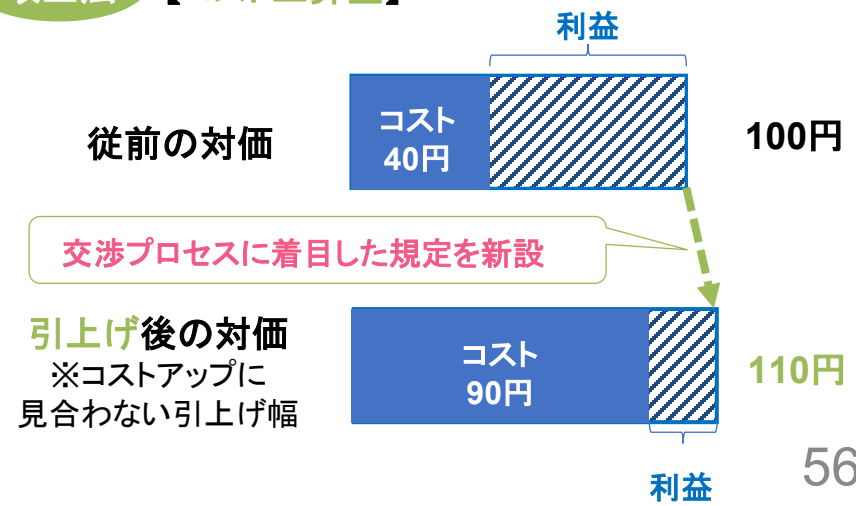
改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行 【対価引下げ型】



改正法 【コスト上昇型】



② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

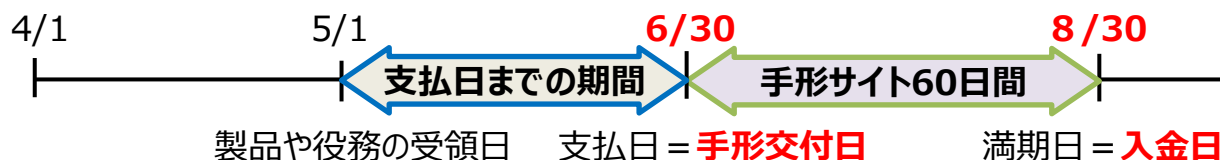
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

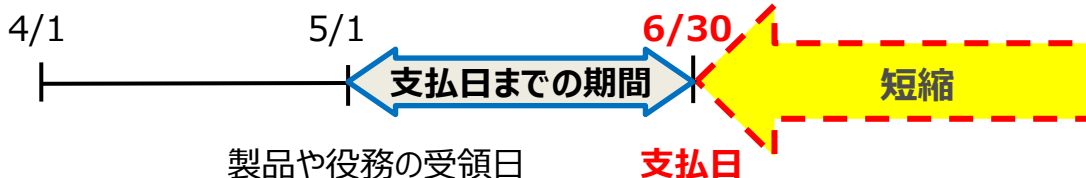
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

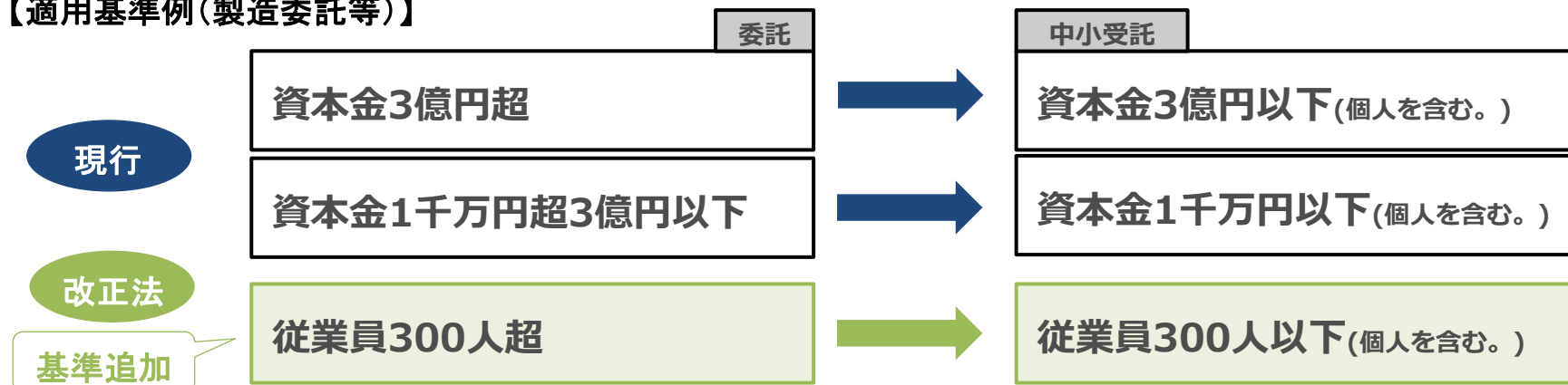
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



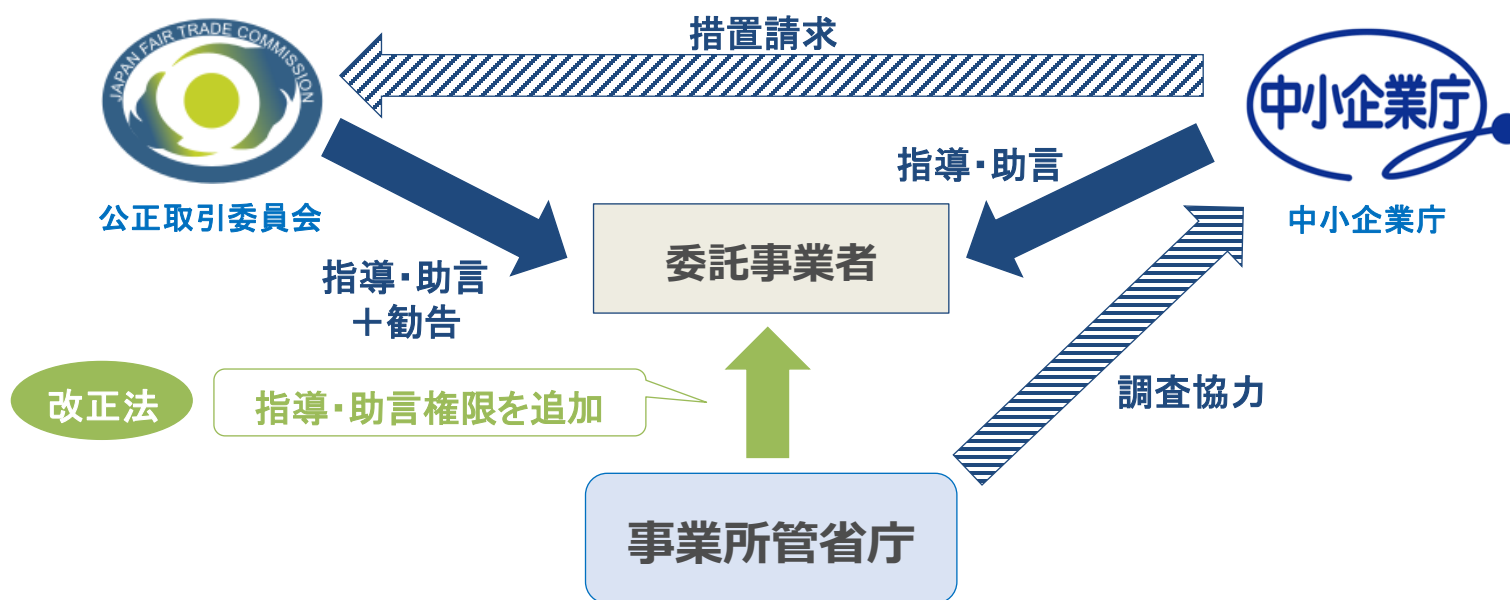
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



⑥「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

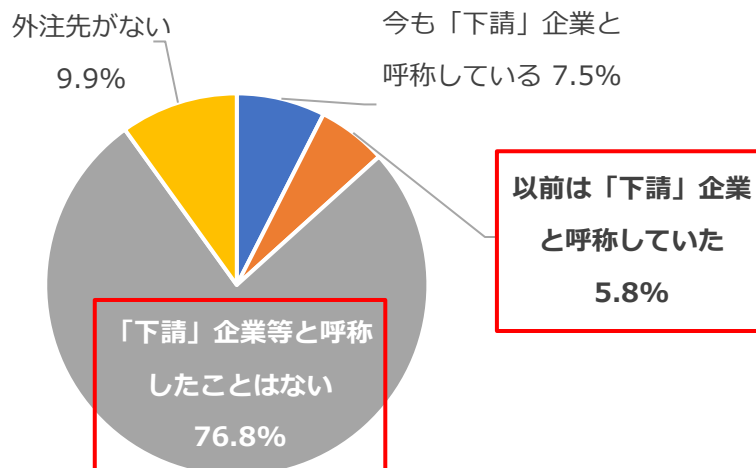
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

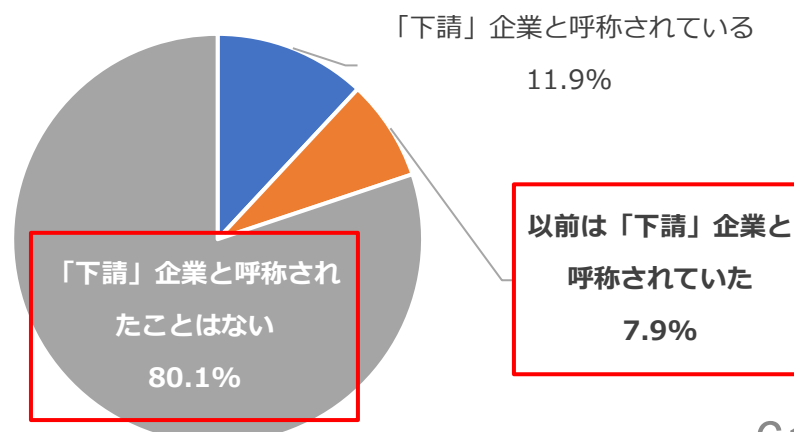
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。
- 書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。
- 下請代金の支払遅延については、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。
- 受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領等をした場合や、支払遅延をした親事業者が勧告前に代金を支払った場合に、勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する。【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。【新第4条関係】
- ◆ 遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。【新第6条第2項関係】
- ◆ 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。【新第10条関係】

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟
Tel 03(3581)3375 (直) FAX 03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp>
(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎
Tel 011(231)6300 (代) FAX 011(261)1719
(管轄区域:北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎
Tel 022(225)8420 (直) FAX 022(261)3548
(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
Tel 052(961)9424 (直) FAX 052(971)5003
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
Tel 06(6941)2176 (直) FAX 06(6943)7214
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館
Tel 082(228)1520 (直) FAX 082(223)3123
(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館
Tel 087(811)1758 (直) FAX 087(811)1761
(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館
Tel 092(431)6032 (直) FAX 092(474)5465
(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
Tel 098(866)0049 (直) FAX 098(860)1110
(管轄区域:沖縄県)

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) — ゼ ロ ゼ ロ — 1 1 0 番

電話番号 0 1 2 0 - 0 6 0 - 1 1 0

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。
【受付時間】10:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)

中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1
Tel 03(3501)1732 (直) FAX 03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎
Tel 011(700)2251 (直) FAX 011(728)4364
(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎B棟
Tel 022(217)0411 (直) FAX 022(721)0270
(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1
さいたま新都心合同庁舎 1 号館
Tel 048(600)0325 (直) FAX 048(601)1500
(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2
Tel 052(951)2860 (直) FAX 052(951)0557
(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
Tel 06(6966)6037 (直) FAX 06(6966)6079
(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館
Tel 082(224)5745 (直)
(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館
Tel 087(811)8564 (直) FAX 087(811)8558
(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎
Tel 092(482)5450 (直) FAX 092(482)5551
(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
Tel 098(866)0035 (直) FAX 098(860)3710
(管轄区域:沖縄県)